

## 企業年金に関する公開質問状 回答

民 主 党

### 1) 厚生年金保険法等改正案について

A I J 金融不祥事問題の検証を通じて、金融庁の検査体制の不備とともに、厚生年金基金の制度疲労が浮かび上がった。厚生年金基金制度は、1966年の制度創設以来、我が国の企業年金制度の発展に大きく寄与したが、バブル経済崩壊後、経済金融情勢は大きく変化し、運用実績が低迷して代行割れとなる基金も増加するなど、厚生年金本体の財政を毀損するリスクが高まっている。

民主党政権では、こうした基金制度をめぐる現下の状況を踏まえ、一定の経過期間を置いて基金制度を廃止する方針で検討を進めてきたが、これに対して、現政権が提出した本法律案では、財政状況が健全とされる一部基金の存続を認めることになっていた。そのため、将来、これらの基金が代行割れに陥り、厚生年金本体の財政へ影響を与えるリスクは残されてしまい、基金に加入していない他の厚生年金の被保険者等に負担を肩がわりさせることになりかねなかった。

公的年金制度を将来にわたり安定的に運営していくためには、こうしたリスクを完全に排除する必要があると考え、この法律の施行の日から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずる旨の修正を加えた。

今回の法改正により、代行割れ問題の早期解決を図るとともに、新たな年金運用の失敗や年金財政の一層の悪化を防止することに資すると考える。代行制度の廃止により、解散となった場合でも加入期間について上乗せ給付部分を含め、必要な資産を保有している基金の受給者については受給権は保全される。

### 2) 企業年金の受給権について

年金受給権は、憲法第29条第1項の財産権に該当する。しかし、憲法第29条第2項は「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」と規定している。最高裁判例は、①法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、違憲ではない。また、②財産権の内容の変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、ア) いったん定められた法律に基づく財産権の性質、イ) その内容を変更する程度、ウ) これを変更することのよって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるか否かによって、判断すべきであるとしている（昭和53年7月12日最高裁大法廷判決）

今回の法改正は、代行制度が廃止されることとなっても、厚生年金基金は、代行給付を行わない確定給付企業年金制度に移行することが可能である。その場合

には、代行部分の給付が基金ではなく国からの給付に変わるだけで、上乘せ部分は企業年金として存続することから、受給者等には実質的な不利益が生じない。よって、財産権の「内容が変更される程度」は軽微であると考ええる。

そもそも、代行制度は、本来、国民全体の年金財政の財源に組み込んで助け合いの財源として充当すべき保険料を、厚民生年金基金という一部の者が独占的に利用し、利益を享受してきたもので「公的年金」と「企業年金」の財政責任が渾然一体となっている。

加えて、近年は保有資産が代行部分に必要な水準に満たない、いわゆる「代行割れ」となっている基金が多数発生している。

代行部分の給付責任は最終的には厚生年金本体が負うため、代行割れを放置すると厚生年金本体の財政リスクが高まり、基金に加入していない厚生年金の被保険者等にも負担を肩代わりさせることになりかねない。このようなリスクを完全に排除することは、極めて重要な公益である。

したがって、厚生年金基金を全廃しても、それは公共の福祉に適合するものであり、財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであると考ええる。

### 3) 企業年金の減額要件緩和

(1) A I J 投資顧問による年金消失問題では財務の悪化した企業年金が高利回りを目当てに A I J に多額の基金を預けていた。企業年金の財務の健全化を促し、再発防止につなげるための措置であると考えられている。

(2) 厚労省の検討委員会では、受給者の同意要件を三分の二から二分の一に改定する案もあったが、見送られた。重要案件の採決に関し、三分の二の同意で概ね妥当ではないかと考える。

### 4) 企業年金の持続可能性を高めるための施策について

(1) 「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」に掲載されたキャッシュ・バランスプランの給付設計の弾力化、集団運用型の創設については、今年2月に厚労省社会保障審議会年金部会・厚生年金基金制度に関する専門委員会が賛否両論を盛り込んだ意見をまとめている。慎重な検討が必要であると考ええる。

(2) 省令公布であったとしても、社会保険部会で各委員が合意できる内容でなくてはならないと考える。

### 5) 支払保障制度の法制化について

年金生活者の保護のため、受託者責任を規定し、理事会に資産運用のプロを最低一人入れることを義務付けること等を盛り込む、従業員退職者所得保障法制（日本版エリサ法 Employee Retirement Income Security Act）の導入を検討する。「支払保障制度」については、負担と給付の関係など、関係者の合意が必要であり、さらなる検討が必要ではないかと考える。

以上